

(参考)

創業支援等措置による就業確保に関する契約書 (例)

〇〇〇〇株式会社 (以下「甲」という。)、〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和 46 年法律第 68 号。以下「高年齢者雇用安定法」という。) 第 10 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する契約として、次のとおり締結する (以下「本契約」という。)

第 1 条 乙は、甲が高年齢者雇用安定法第 10 条の 2 第 1 項第 2 号に基づきその雇用する高年齢者の 70 歳までの就業を確保するための措置として導入する創業支援等措置を実施するため、甲の創業支援等措置の対象となる労働者であってその定年後等 (定年後又は甲の導入する継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後をいう) に、乙が実施する社会貢献事業に従事することを希望する者 (次条において「事業従事希望者」という。) を、その定年後等に乙が実施する社会貢献事業に従事させる。

第 2 条 乙は、甲が乙の社会貢献事業に従事させることとした事業従事希望者に対し、乙が実施する事業に従事させることが決定した後、乙の社会貢献事業に従事させる機会を提供する。

第 3 条 第 1 条の規定に基づき乙の社会貢献事業に従事する高年齢者の就業条件は、別添の甲の創業支援等措置の実施に関する計画 (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則 (昭和 46 年労働省令第 24 号) 第 4 条の 5 の計画をいう。) による。

以上、本契約の成立の証として本書 2 通を作成し、甲、乙各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 東京都〇〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印

(乙) 東京都〇〇〇
〇〇〇〇
代表取締役〇〇 〇〇 印

別添として創業支援等措置の実施に関する計画を添付。